

緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定

2014年3月17日

北海道生活協同組合連合会 ・ 北海道労働金庫

緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定

北海道生活協同組合連合会（以下「甲」という）と北海道労働金庫（以下「乙」という）は、大規模自然災害の脅威が地域・組合員の暮らしを現実的に脅かす時代に到っていることを踏まえ、緊急災害対策とその復旧・復興等への取り組みを相互に協力・連携して進めることについて本協定を締結する。これら協力は、地域・社会における「支えあいの仕組みづくり」の担い手である協同組合間の相互連携（協同組合間協同）として進めるものであり、協同組合の今日的な役割発揮をめざしたものである。

記

（目的）

第1条

この協定は、大規模自然災害等の発災に際して、協同組合間協同の一環として災害緊急対策や復旧・復興支援活動等について相互に協力・連携を行い、以って、地域・組合員の暮らしを守り、相互の事業活動の円滑な推進に資することを目的とする。

（認定）

第2条

本協定において、相互協力の対象となる大規模自然災害等の認定は、甲・乙協議のうえ行う。

（協力内容）

第3条

- 1 甲・乙は、大規模自然災害発災等の際の協力事項や、提供できる資源・機能等について、日常的に相互把握できるよう情報交換に努めると共に、必要となる施策等があった場合には協議の上必要な支援策を整備する。
- 2 甲・乙は、災害時緊急協力の経験蓄積やその課題整理等を通して、双方の利用者支援や事業活動の円滑化、以降の協同組合間協同に活かすために協力する。
- 3 甲・乙は、大規模自然災害発災等の際における相互の協力内容として、甲及びその傘下組織において信用供与を要する事象が発生した場合については、当該組織と乙は別途個別協議する。

（協議）

第4条

この協定の円滑な運用を図るため、毎年度定期的な協議を行うものとする。また、甲・乙の協力対応部署は、日常より情報の交換、連携を行うものとする。

(有効期間)

第5条

この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに甲又は乙から協定を終了させる意思表示が無い場合は、期間満了の翌日から1年間協定を更新するものとする。

(協議事項)

第6条

この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙は誠意をもって協議し決定することとする。

(その他)

第7条

この協定を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

以上

2014年 3月 17日

甲

住 所 札幌市白石区菊水3条4丁目1番3 全労済北海道会館内

名 称 北海道生活協同組合連合会

代表者 会長理事

麻田信二



乙

住 所 札幌市中央区北1条西5丁目3番10

名 称 北海道労働金庫

代表者 理事長

高柳 薫

